

～ 町県民税（住民税）の申告について ～

令和6年1月1日現在、大崎町内に住所のある方は、裏面の日程で町県民税の申告受付を行いますので、令和6年3月15日までに申告くださいますようお願いいたします。

※ 町県民税（住民税）は、所得税とは異なり、無収入の方や非課税年金（障害年金、遺族年金など）のみ受給している方など、所得のない方でも全員申告する義務があります。

ただし、無収入の方や非課税年金の受給者は、電話でも受付をしております。

【申告の必要がない方】

- 1 税務署で確定申告をする方
- 2 1社からの給与所得のみで、勤務先で年末調整され、給与支払報告書が町に提出されている方
- 3 収入が公的年金のみで、その金額が98万円以下（65歳以上は148万円以下）の方

※ ただし、医療費控除や扶養控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

※ 町県民税の申告書は、申告会場で印刷しますので発送はいたしません。（農業の収支計算書だけ発送しています。農業収入のある方は必ずご記入の上、申告会場にご持参ください。）

【申告のときに必要なもの】

- 1 マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証や健康保険証等）
- 2 給与や公的年金等の源泉徴収票
- 3 営業・農業・不動産・土地売買などの収入・支出の詳細がわかるもの（収支計算書を作成してください）
- 4 令和5年中に支払った国民年金、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、生命保険、地震保険、医療費、寄附金等の領収書又は証明書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の証明書は役場又は野方支所にて発行できます。国民年金保険料の控除証明については、日本年金機構が『はがき』にて送付しています。）
- 5 本人又は扶養される方が障がい者等であることの証明書（障がい者手帳等）
介護保険の要介護認定（要介護1～5の認定）を受けている方の証明（障がい者控除対象者認定書）は、保健福祉課で事前に（即日交付不可）交付を受け、申告会場へご持参ください。
- 6 通帳（確定申告をして、所得税の還付を受けられる方のみ必要）

※ 令和5年中に新型コロナウイルス感染症等により休業協力金等を受け取られた方は、申告が必要です。

※ 令和5年中に大崎町より住宅取得補助金、リフォーム補助金等の支払いを受けた方も申告が必要です。

※ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金・価格高騰緊急支援給付金・住民税非課税世帯等に対する臨時給付金は、申告の必要はありません。

※ 申告は法律（地方税法317条の2）により義務付けられています。申告がなされると、諸官庁、学校、金融機関などで証明（所得証明、納税証明等）が必要な場合に、申請があっても証明することができません。また、国民健康保険税、後期高齢者保険料の所得区分による軽減措置も受けられないのでご注意ください。

申告の日時・会場等は、裏面をご覧ください。

令和5年度 町県民税申告受付日程について（お知らせ）

受付期間：R6年2月10日から3月15日 受付時間：午前9時から午後3時まで
 （ただし、3月15日は午前中のみ受付です）

※平日は、大崎町中央公民館1階の会議室にて毎日申告会場を開設しております。
 ※土日は、下記日程の野方改善センター及び菱田改善センターのみ受付しております。

地区名	申告会場	期 日	該当集落
立小野地区 ・ 野方地区		2月10日（土）	曲 上立小野 下立小野 中谷 福岡 加治木堀 塗木 若松 宮下 岡 岡之下 倉元 東中小路 中小路 西谷 佐土原 横内 角堂 集落未加入者(野方地区)
野方地区	野方農村 環境改善センター	2月11日（日）	野方ジャパン 中村1 中村2 中村3 東水之谷 篠段 池段 下水之谷 中水之谷 上水之谷 籠谷 東川 上別府 馬場下 松之尾 立山 東中組 南中組 桜野 釜ヶ宇都 松ヶ鼻 東中村 中組 野方学校区
持留地区	中央公民館 会議室（1階）	2月15日（木）	黒石 大佐土原 永吉 上持留
		2月16日（金）	中持留 下持留 西持留 下原 岡別府
菱田地区	菱田農村 環境改善センター	2月18日（日）	高尾 正坂 諏訪下 上町 横町 上住 東新町 仲町 西新町 皐月 地応寺 押切 天園 在郷 岡下 宇都口 四塚 菱田住宅 ひばりヶ丘
大崎地区	中央公民館 会議室（1階）	2月19日（月）	西迫 町東 町西 文化通 中央通 旭ヶ丘 西神領 飯隈 飯隈上 神領町 天子ヶ丘 上郷 中郷 迫郷 下益丸 シャルム文化通
		2月20日（火）	堂地 田中 西井俣 平良 小能 高井田 集落未加入者(大崎地区)
		2月21日（水）	仮宿上 仮宿下 上仮宿 丸尾 馬場上 馬場 城内 上三文字 下三文字 西三文字 宮之馬場 なのはなタウン
		2月22日（木）	档ヶ山 上谷迫 中谷迫 下谷迫 崎園
		2月26日（月）	牧 宮園 牧之内 木入道 船迫 中段 新調堀
中沖地区	中央公民館 会議室（1階）	3月4日（月）	西平良 平良上 中沖西 西四塚
		3月5日（火）	中沖南 赤松 正和
		3月6日（水）	中沖東 中沖中 中沖東上
大丸地区	中央公民館 会議室（1階）	3月7日（木）	梶谷1 梶谷2 梶岡 東干草
		3月8日（金）	西干草 柳別府 下村 鷺塚 上鷺塚 中尾 新地 大丸
		3月11日（月）	山村 浜田 栗之峰 後迫 穂園 弁付

- ※ 当日都合が悪いときは、都合のつく申告会場か、平日は大崎町中央公民館1階会議室で2月13日から3月15日まで受付会場を設けております。
 （ただし、3月15日のみ確定申告の受付は、午前中までとなります。）
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告会場にお越しの際は、マスクの着用をお願いいたします。事前に自宅で検温していただき、体調不良・発熱等の症状がある場合は、来庁をご遠慮ください。
- ※ 自宅からできる電子申告システム「e-Tax（イータックス）」による申告もご利用ください。

【問い合わせ先】 大崎町役場 税務課（町民税係） 電話 476-1111 内線 113・114・115

裏面もご覧ください

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和5年中に農業収入があった方へ ～

“領収書の整理や記帳などの確認と収支計算書の作成をお願いします”

令和5年中に農業収入があった方は、町県民税の申告時に、その収入金額の証明書や必要経費の領収書などの保存や記帳が、整理されている必要があります。申告時にあわてることがないように、前もって収入金額の証明書や必要経費の領収書などの整理や記帳をお願いします。

また、収入金額から必要経費を差し引く収支計算におきましては、棚卸計算も必要となりますので確認・準備方よろしくをお願いします。

なお、使った経費が把握できない場合等は、標準的な収支目安による計算をすることになります。

申告時に必要な書類

- 1 牛の販売があれば、「肉用牛売却証明書」を添付してください。「肉用牛売却証明書」が添付されない場合、町県民税・所得税の免税措置を受けることができません。
- 2 各経費については、農業用の台帳を作成していただければ台帳にて確認をします。申告時には、科目別（科目については裏面をご覧ください。）の経費合計をまとめておいてください。台帳を作成していない場合、経費相当分の領収書が必要となります。その際にも領収書は科目別に仕分けした上で、経費合計をまとめておいてください。（無人販売所等での売上も、収入として計上してください）
- 3 租税公課は領収証・振替口座の通帳等を基に算出ください。軽自動車の納税証明については、役場税務課の窓口で発行しています。

※令和5年度から固定資産の納付確認書は発行しません。事業の用に供した土地の租税公課はご自身で算出ください。

計算方法：納付書と一緒に送付している課税明細書もしくは、名寄せ帳兼課税台帳から算出事業に使用した土地・家屋の課税標準額の合計（千円未満切捨）×1.4%

⇒ 租税公課費（百円未満切捨）

- 4 棚卸、減価償却などで欄が不足する方は、様式にあわせて別紙として添付していただいても差し支えありません。
- 5 農協の営農口座取り扱いをされる方は、農協窓口で発行する「購買品取り扱い実績のお知らせ」を経費明細として添付されても差し支えありません。

※ 農業所得金額の算出方法（収支計算）については以下のとおりです。

収入 - { ((経費 + 期首の棚卸) - 期末の棚卸) - 育成費 } - 専従者控除等

収支計算：実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する方法。

収入：販売金額、家事消費、その他収入等。

経費：収入を得るのにかった経費。

期首の棚卸：前年期末の棚卸資産を繰り越したもの。経費に算入。

期末の棚卸：年末（12月31日）に飼育に要した棚卸資産（子牛や胎子）の年間の経費（種付料や飼料代等）を累積したもの。必要経費を算定するために、経費から減算。

育成費：減価償却資産に振り替える目的で育成するものの費用。

専従者控除等：事業に専従している家族の給与を必要経費として控除すること。

※農産物や農業用品などの毎年同程度の数量を翌年へ繰り越すものは、棚卸を省略しても差し支えありません。

裏面もご覧ください

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和5年中に農業収入があった方へ ～

今回の文書発送で、**農業収支計算書**も送付しております。

収支計算書については、皆様の自書申告となっております。確定申告、町県民税の申告については、**計算済みの農業収支計算書**を添付してください。

※農業収支計算書の主な科目別具体例については以下とおりです。

科目	番号	具体例
雇人費	8	常雇・臨時雇用人などの労賃および賄費
小作・賃借料	9	地主に支払う田畑などの借料，農機具等の借料
減価償却費	10	建物，農機具（10万円以上），車両，母牛などの農業専用部分の償却費
租税公課	イ	固定資産税，自動車税，農協組合費などの農業専用部分の金額 <u>（所得税，町県民税，国保税，国民年金などは必要経費になりません）</u>
種苗費	ロ	種もみ，苗類，種いもなどの購入費用
素畜費	ハ	子牛，子豚，ひななどの取得費，種付け料
肥料費	ニ	肥料の購入費用
飼料費	ホ	飼料の購入費用
農具費	ヘ	取得額が <u>10万円未満</u> または使用可能期間が <u>1年未満</u> の農具の購入費用
農薬衛生費	ト	農薬の購入費用や航空防除費など（ <u>つめ切り代，注射代</u> なども含みます）
諸材料費	チ	ビニール，コンバイン袋，釘，縄，むしろなどの諸材料の購入費用
修繕費	リ	農機具，農用自動車，建物などの修理にかかった費用（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
動力光熱費	又	電気，水道，ガス，重油，ガソリンなどの燃料費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
作業用衣料費	ル	作業衣，地下足袋，軍手などの購入費（ <u>農業使用部分のみ</u> ）
農業共済掛金	ヲ	水稻，果樹，家畜などにかかる共済掛金
荷造運賃手数料	ワ	出荷の際の包装費用，運賃，荷受業者に支払う手数料
雑費	ヅ	農業経営上の費用で，他の経費に当てはまらないもの

※減価償却費の計算方法について

減価償却費の計算は、届出が無い限りは定額法で行います。定額法は毎年同じ金額を償却する方法です。

○平成19年3月31日以前に取得のもの

取得価格 × 90% × 償却率（1 ÷ 耐用年数） × 償却期間（月 / 12月） × 事業専用割合

○平成19年4月1日（法律改正）以降に取得のもの

取得価格 × 償却率（1 ÷ 耐用年数） × 償却期間（月 / 12月） × 事業専用割合

取得時期にかかわらず、未償却残高が1円になるまで償却します。減価償却費の計算は、前年の未償却残高など複雑なため、不明な点や詳細については、下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先 大崎町役場 税務課 町民税係 電話 476-1111（内線 113・114・115）

農業収支計算書 (令和 年分)

(住所)	大崎町
(氏名)	

科 目	番 号	金 額		合 計
		農 業 分	免 税 分 (牛分)	
販 売 金 額	①			
家 事 消 費 費	②			
そ の 他 の 収 入	③			
小 計	④			
農 産 物 の 期 首 期 末 計	⑤			
棚 卸 高 期 末 計	⑥			
計 ④ - ⑤ + ⑥	⑦			
入				
雇 人 費	⑧			
小 作 料 ・ 賃 借 料	⑨			
減 価 償 却 費	⑩			
貸 倒 料 料	⑪			
利 子 割 引 料	⑫			
《その他経費》				
租 税 公 課	イ			
種 苗 費	ロ			
畜 養 費	ハ			
肥 料 費	ニ			
飼 料 費	ホ			
農 具 費	ヘ			
農 薬 衛 生 費	ト			
諸 材 料 費	チ			
修 繕 費	リ			
動 力 光 熱 費	ヌ			
作 業 用 衣 料 費	ル			
農 業 共 済 掛 金	ヲ			
荷 運 運 賃 手 数 料	ヅ			
土 地 改 良 費	カ			
水 利 費	ヨ			

経 費		タ			
糶 摺 ・ 乾 燥 委 託 料		レ			
農 作 業 委 託 料		ソ			
雑 費		ツ			
期 首 棚 卸 (農 産 物 以 外)		ネ			
小 計 (⑧ ~ ネ の 計)		⑬			
期 末 棚 卸 (農 産 物 以 外)		ナ			
育 成 費		ヲ			
経 費 計 ⑬ - ナ - ヲ		⑭			
専 従 者 控 除 前 所 得		⑮			
⑦ - ⑭		⑯			
専 従 者 控 除 額		⑰			
所 得 金 額 ⑮ - ⑰		⑱			

●販売金額等の内訳

農畜産物の品名等	作付面積 飼育頭羽数	販売金額	家事消費	期末棚卸
早期米	a			
普通米	a			
農産物	a			
	a			
	a			
畜産物	頭羽			
	頭羽			
	頭羽			
合計				

●その他の収入の内訳

名 称	金 額	名 称	金 額

※経費は農業分と牛分をそれぞれ分けて記入してください。共通分とは農業分・牛分両方に必要とされた経費です。

◎減価償却費の計算

償却資産の名称	取得年月	廃棄年月	イ 取得価額	ロ 償却の基礎 になる金額	償却方法	ハ 耐用 年数	ニ 償却期間	ホ 償 却 費 /ハ×ニ	ヘ 事業専用割合	ト 経費算入額 ホ×ヘ	使用区分
軽トラツク	・	・				4	/12				○農 ○免 ○共
普通トラツク	・	・				5	/12				○農 ○免 ○共
トラクター	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
コンバイン	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
ハーベスタ	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
バインダー	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
田植機	・	・				7	/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
	・	・					/12				○農 ○免 ○共
合 計										⑩	

◎販売用牛等の棚卸計算

名 称	取得・生産年月	期首棚卸前年からの繰越額	本年中の素畜費・種付料	本年中の飼料費・衛生費等 投下費用	期末棚卸翌年への繰越額
計					

◎母牛・果樹等の育成費の計算

名 称	取得・生産年月日	A 前年からの繰越額	B 本年中の素畜費・種付料, 種苗費	C 本年中の飼料肥料 衛生費等	D 小計 (B + C)	E 育成中の果樹等から生じた 入金	F 翌年への繰越額 (A + D - E)
計					⑮		

◎雇用人の内訳

住 所 (自治公民館)	氏 名	日 数	支 給 額		合 計
			現 金	現 物	
計					⑧

税金が、みんなの暮らしを支えます！

令和5年度 県・市町合同公売会

県と市町が協力し、「合同公売会」を実施します。

地方税(県税・市町村税)の滞納により差し押さえた財産を公売し、滞納税の縮減を図ります。


公売物件はいかなる理由があっても、返品・交換はできません。

■日時 令和6年1月25日(木)
午前9時00分開場
■会場 かがしま県民交流センター
2階 大・中ホール
(鹿児島市山下町14-50)

【公売物件数】 225件
【公売方法】 「入札」及び「せり売り」による。
・公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行います。
【当日必要なもの】
① 本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
② 法人の場合は、登記事項証明書(商業・法人登記)を①と併せてお持ちください。
③ 購入代金
④ 委任状(代理人が入札に参加する場合)
※滞納税の完納等により出品が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

【参加団体】 市町：日置市、いちき串木野市、指宿市、南九州市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、霧島市、大崎町 (10市町)
県：大隅地域振興局

【交通アクセス】
・市電、バス
「水族館口」下車 徒歩4分
・JR「鹿児島駅」下車 徒歩10分








 会場へは、できるだけ公共交通機関を利用してお越しください。

※ 金額は「最低価額」で、入札・せり売りの開始金額です。

【主なせり売り】

<p>大隅地域振興局</p>  <p>DJIドローンPhantom 4</p> <p>70,000円</p>	<p>大崎町</p> <p>萬膳 (デキャンタボトル)</p>  <p>2,100円</p>	<p>南九州市</p> <p>古八幡</p>  <p>2,000円</p>	<p>霧島市</p> <p>森伊蔵(箱付)</p>  <p>3,000円</p>	<p>南九州市</p> <p>鐘撞堂模型 黒檀</p>  <p>140,000円</p>
---	---	--	--	---

人気の本格焼酎、ドローン、家電製品、錫器 など 様々な物件が出品されます！

<p>霧島市</p> <p>錫器(酒器)セット</p>  <p>5,000円</p>	<p>出水市</p> <p>進撃の巨人フィギュア (リヴァイ・機動装置)</p>  <p>3,000円</p>	<p>南九州市</p> <p>ベンチプレスセット</p>  <p>21,000円</p>	<p>指宿市</p> <p>アコースティックギター</p>  <p>27,000円</p>	
<p>薩摩川内市</p> <p>茶碗(茶道用 箱付)</p>  <p>2,100円</p>	<p>さつま町</p> <p>32型液晶テレビ</p>  <p>2,500円</p>	<p>日置市</p> <p>絵画(かおかおパンダ)</p>  <p>5,000円</p>	<p>阿久根市</p> <p>焼酎(一どん)</p>  <p>3,000円</p>	<p>いちき串木野市</p> <p>バイクブーツ</p>  <p>29,000円</p>

★お問い合わせ先★ 鹿児島県鹿児島地域振興局特別滞納整理班 TEL 099-805-7260 (直通)

○ 入札予定時間のご案内

第1回目 入札	9時40分～ 9時50分	
第2回目 競り売り	10時20分～	(注) 競り売りには、当日事前の参加申し込みが必要です。
第3回目 入札	10時40分～10時50分	
第4回目 入札(複数入札)	11時20分～11時30分	(注) 同一品目につき単価、希望数量を入札書に記入します。
第5回目 入札	11時45分～11時55分	
第6回目 入札(再度入札)	12時35分～12時45分	(注) 第1・3・4・5回で入札がなかった物件のみが対象です。

○ 公売物件一覧 (一部抜粋) ※ その他、多数品揃えております。

出品団体	品名	最低価額	備考
霧島市	焼酎 森伊蔵	3,000円	1,800ml 箱付
	スコッチウイスキー EXCELSIOR	8,000円	750ml
	錫器(酒器)セット	5,000円	徳利×2 猪口×5
さつま町	液晶テレビ(32型)	2,500円	SHARP 32型 2010年製(LC-32E7)
薩摩川内市	茶碗	2,100円	茶道用 箱付
	マッサージ器	3,200円	赤色(35cm×35cm×15cm)
大崎町	焼酎 萬膳(デキャンタボトル)	2,100円	720ml
	釣り竿	1,400円	メジャークラフトsolpara 157cm
いちき串木野市	バイクブーツ	29,000円	GAERNE 27.0cm ブラック
	ヘルメット	44,700円	SHOEI・NEOTECH II (ライトシルバー・Mサイズ)
	香炉	30,000円	直径40cm×高40cm 台付き
出水市	進撃の巨人フィギュア(リヴァイ・機動装置)	3,000円	箱入り
	進撃の巨人フィギュア(ハンジ)	3,000円	箱入り
	ワンピースフィギュア(ルフィ)	1,500円	箱入り
日置市	絵画	5,000円	かおかおパンダ(15cm×11cm)
	木彫りの熊(置物)台座付	2,000円	谷内清峰作
南九州市	焼酎 古八幡	2,000円	720ml
	鐘撞堂模型 黒檀	140,000円	W50cm×D50cm×H50cm
	ベンチプレスセット	21,000円	W180cm×D150cm×H107cm iROTEC
阿久根市	焼酎 一どん	3,000円	1,800ml
	焼酎 村尾	3,000円	1,800ml
	剪定鋸(30cm)	1,200円	土佐原福(複数入札)
大隅地域振興局	ドローン DJI Phantom 4	70,000円	専用バック付き
	プラモデル ガンダム	6,100円	Hi-VGUNDAM(1/100)
指宿市	アコースティックギター	27,000円	ARIA Dreadnought AF-60BS カバー付
	バッグ ルイヴィトン	34,000円	M51116 N00918
	ハンドバッグ LOEWE	33,000円	バルセロナ

※ 詳細は、県ホームページ 税務課内の公売情報をご覧ください。

・ ホーム > くらし・環境 > 税金 > 公売情報 > 公売情報(県・市町合同公売会)



元気度アップ・ポイント事業参加者へ

～大崎町高齢者元気度アップ・ポイント事業について～

ポイントシールの 商品券への引き換えについて



本事業のポイントシールをお持ちの方、ウォーキングアプリを利用している65歳以上の方は、下記の引き換え期間内に大崎町役場保健福祉課、または野方支所へお越しください。

ポイントに応じて商品券との引き換えを行います。

なお、引き換えは5ポイント単位で行います。4ポイント以下の方は引き換え対象外となりますので、ご注意ください。

【引換場所】

役場保健福祉課、または野方支所

【引換期間】

2月14日(水)～22日(木) ※土・日・祝は除く
(野方支所での引き換えは、21日(水)に限ります)

※今年度の引き換えは今回で終了となります。

残ったポイントは翌年に繰り越しできません

【引換時間】

9時～16時まで

【持ってくるもの】

ポイントカード台紙、スマートフォン

※ポイントカード台紙を持参されていない場合は、引き換えできません。

(裏面もご覧ください)

連絡先
大崎町役場 保健福祉課
介護福祉係 本村
476-1111(内線145)

大崎町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画 のパブリックコメントを実施します

町では、『大崎町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画』の策定にあたり、住民の皆様へのニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、以下のとおりパブリックコメントを実施いたします。

【募集期間】

令和5年12月28日（木）から令和6年1月29日（月）まで

【意見募集対象】

大崎町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画（素案）

【閲覧場所】

役場本庁1階情報公開コーナー・野方支所・町ホームページ

【意見提出方法】

所定の様式を電子メール、郵送、窓口持参のいずれかの方法で保健福祉課介護福祉係へ提出してください。

※様式は閲覧場所に設置してあります。また、町ホームページからも入手できます。

【意見提出期限】

令和6年1月29日（月）17:00必着

【留意事項】

氏名などは公表しませんが、学識経験者や専門家にあつては、了承を得たうえで氏名または団体名を公表する場合があります。

なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【問い合わせ先】

大崎町役場 保健福祉課 介護福祉係

TEL 099-476-1111（内線143）

FAX 099-476-3979